



占出山町だより

2006年9月号

朝夕は大分しのぎやすくなってまいりました。とはいえ、日中はまだまだ日差しが強く暑い日が続きます。お体にはご留意くださいね。

今月の占出山町だよりは、会社で働いておいでの方の年金「厚生年金」のお話です。



9月号目次

☆老齢の厚生年金は、二つ？

☆基礎年金にある繰下げ、厚生年金では？



☆ 老齢の厚生年金は二つ？

1年以上の厚生年金の被保険者期間を持っていて、国民年金の受給期間を満たしていると、生年月日でスタート時期は違いますが、60歳前半の厚生年金所謂特別支給の老齢厚生年金を受け取ることが出来ます。

しかし、この60歳代前半に受け取ることの出来る老齢厚生年金と、65歳から受け取る厚生年金は別のもので、受け手に取っては本来どうでもいいことなのですが、別ものと理解したほうが、65歳前と65歳後の年金の仕組みがどうして違うのか納得できます。

本来なら65歳からと決まった老齢厚生年金なのですが、決まったからといって急にすっぱり65歳からにしてしまうと、老後の生活は厚生年金でと考えていた人が困ります。

その経過的救済措置として生まれたのが、この60歳から65歳到達前までの年金です。

本来の年金の前に支給する、65歳で権利が消えてしまう**有期年金**なのです。

男性**昭和36年4月1日**生まれの人まで、女性は**昭和41年4月1日**生まれの人まで、

60歳到達から65歳到達前まで段階的に支給開始時期を遅らせて支給されます。

この年金は、昨年から受け取りが可能になる3ヶ月程前に裁定請求書が送られてくることになり、ついうっかりの請求忘れはなくなりました。そして、この60歳代前半の厚生年金は、65歳到達で受給権が消滅し、新たに本来の65歳からの老齢厚生年金の受給権が発生するのです。この65歳からの年金ですが、改めて手続きをする必要はなく、該当者には葉書が送られてきますので、返送さえすれば、65歳から老齢基礎年金+本来の老齢厚生年金を受け取ることが出来ます。
(裏面に続く)

西尾雅枝社会保険事務所では、各種年金のご相談をお受けしています。機密性のある独立した相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

☆ 基礎年金にある繰下げ、厚生年金では？

老齢基礎年金には「支給繰下げ」という制度があります。老齢基礎年金は65歳からの支給ですが、これを66歳以降の受け取りたいと申出する時まで、受け取るのを遅らせることで、繰下げた月に対して0.7%年金額が増えるというものです。

この繰下げの制度が、65歳以降の老齢厚生年金にも取り入れられることになりました。しかし、これは65歳前半の**有期年金である**老齢厚生年金には適用されません。

平成16年の年金改正で、平成19年4月から昭和17年4月2日以後生まれの人（平成19年4月2日以後に本来の老齢厚生年金を受け取ることの出来る人）は、老齢厚生年金の繰下げもできるようになります。

老齢厚生年金を繰下げすると、老齢基礎年金と同じように繰下げた期間に応じて、年金額が増額されます。老齢基礎年金の増額率の0.7%が、老齢厚生年金にもこの適用されるのではないかと思います。ところが、この繰下げの場合の増額率は、厚生年金全体が対象となるのではなく、**働いているために支給停止されている部分**は除き、実際に支給されている部分のみが増額の対象となります。

年金額 月額20万円として、例を挙げてご説明しますね。

【退職していて繰下げする場合】 増額率は、この20万円に対して適用されます。

【働きながら繰下げする場合】

1ヶ月の報酬が80万円としますと

$20万円 - \{ (80万円 + 20万円 - 48万円) \div 2 \} = 4万円$ （年金額支給額）

この場合、増額されるのは、4万円の部分に対してのみということになります。

65歳以降も頑張っている人に、失礼な制度だと思いませんか？

どんなことでも、どんなときでも、お気軽にご相談ください。

社会保険労務士・年金コンサルタント&ファイナンシャルプランナー

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

